## 経済産業省

平成 24·04·05 中庁第 3 号 平成 2 4 年 4 月 2 0 日

親事業者代表者 殿

中小企業庁長官

電気料金の上昇及び原材料価格の上昇等に関する下請取引の適正化について

我が国の景気は、足下では緩やかに持ち直しているところですが、東日本大震災の影響の他、欧州政府債務危機の影響や原油価格の上昇、これらを背景とした海外景気の下振れ等、景気が下押しされるリスクも存在しており、依然として厳しい状況にあります。

このような状況において、東京電力株式会社は、4月1日以降、契約更改を迎える自らの顧客に対して、電気料金の引き上げを求めているところ、供給区域内に所在する下請中小企業からは、電気料金の引き上げは経営に大きな影響を及ぼす等の声が寄せられています。また、原材料価格も上昇の傾向にあり、そのことが下請中小企業の経営環境を一層厳しいものとさせています。

また、価格交渉力の弱い下請中小企業においては、電気料金の上昇に伴う負担の増加を取引先に転嫁することができないとの懸念も寄せられています。中小企業庁では公正取引委員会と連携し、下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請法」といいます。)の厳格な執行に努めているところですが、以下のように電気料金の上昇及び原材料価格の上昇等に伴う負担の増加を、下請中小企業に一方的にしわ寄せするということは、下請法違反行為となる可能性があります。

1. 電気料金の上昇又は原材料価格の上昇等に伴う負担の増加を、自社の取引先に転嫁することができなかったことを理由に、下請事業者に対して支払うべき下請代金から、電気料金の上昇相当分又は原材料価格の上昇等による負担の増加分の全部又は一部を差し引いて支払うこと。

(下請法第4条第1項第3号:下請代金の減額)

2. 下請事業者の製造する製品に係るコストが電気料金の上昇又は原材料価格の上昇等の 影響から増加しているにもかかわらず、単価引き上げの協議に応じず、単価を据え置く 等、コストの増加分を反映しない単価を一方的に決定すること。

(下請法第4条第1項第5号:買いたたき)

貴社におかれましては、この度の電気料金の上昇及び原材料価格の上昇等に伴う負担の増加を、下請中小企業に一方的にしわ寄せすることなく、取引価格に適正に転嫁ができるよう、下請法の遵守をお願いいたします。